

## 西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター通園療育部門（以下、「わかば園」という。）において、園児が地域の保育所や幼稚園、わかば園以外の児童発達支援事業所（以下、「保育所等」という）を利用しながら、わかば園が実施する発達支援と保護者支援を受けること（以下、「並行通園」という。）を可能とすることを目的とする。

### (対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) わかば園に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者がわかば園への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

### (実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
  - (2) 子どもの状況・健康状態
  - (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
  - (4) 保護者の療育の理解度
  - (5) 園及び職員の実施体制
- 2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中断若しくは終了、条件等を変更することができる。

### (わかば園の登園)

第4条 並行通園の登園日は、わかば園の登園を優先するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、わかば園に事前に承諾を受けるものとする。

- 2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合の振替は行わない。
- 3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の間時間帯のみとする。

### (その他)

第5条 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

- 付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。
- 付 則 この要綱は、令和3年4月1日より実施する。